

佐賀県告示第 156 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 28 年 3 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
森戸歯科医院	伊万里市蓮池町 57 番 2	平成 27 年 12 月 31 日
イオン薬局佐賀大和店	佐賀市大和町大字尼寺 3535 番地	〃
古宇田歯科医院	佐賀市高木瀬町大字長瀬 920 番地 3	〃
タイハイ薬局しろいし店	杵島郡白石町大字廿治 1086 番地 1	平成 28 年 1 月 9 日
そえじま歯科	佐賀市久保田町大字徳万 888 番地 1	平成 28 年 1 月 3 日
なごみといやしのクリニック	武雄市武雄町大字富岡 12624 番地 5	平成 27 年 12 月 31 日
いぬお病院	鳥栖市萱方町 110 番地 1	〃
岸クリニック	西松浦郡有田町本町丙 967 番地 1	〃